

第11次

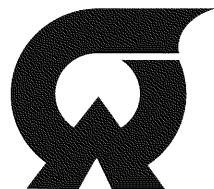
大河原町交通安全計画

(令和3年度から令和7年度まで)

～安全・安心な交通社会は 一人ひとりの取り組みから～

基本目標

- 高齢者と子供の安全確保
- 高齢運転者の交通事故防止
- 歩行者と自転車の交通事故防止



大河原町

まえがき

昭和 20 年代後半から 40 年代半ばまで、道路交通事故の死傷者数が著しく増加したことにより、交通安全の確保が大きな社会問題となり、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和 45 年 6 月、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）が制定された。

これに基づき、昭和 46 年度以降、国において 10 次・50 年にわたり交通安全基本計画が作成され、国、地方公共団体、関係民間団体等が一体となって、交通安全対策を推進してきた。

その結果、全国では昭和 45 年に 1 万 6,765 人が道路交通事故で死亡し「交通戦争」と呼ばれた時期と比較すると、令和 2 年中の死者数は 2,839 人と約 6 分の 1 にまで減少し、現行の交通事故統計となった昭和 23 年以降で最少となるとともに、初めて 3,000 人を下回った。

宮城県では、第 10 次宮城県交通安全計画において、交通事故死者数 56 人以下とする抑止目標を、平成 29 年、30 年に達成し、最終年である令和 2 年中の死者数は、交通事故統計開始以降最少の 44 人となった。

本町においては、死者数が平成 2 年に 5 人を記録し、その後は減少傾向にあったものの、平成 20 年に 4 名が亡くなり「交通死亡事故多発非常事態」を宣言した。以後、死者数は年間 0 ~ 3 人で推移してきたが、平成 27 年中は死者数が 0 人となり令和 2 年 12 月で死亡事故ゼロ 2,500 日を達成した。このように、関係機関・団体のみならず町民を挙げた永年にわたる努力の成果により死者数及び事故件数は減少傾向にあるとはいえる、交通事故の減少は町民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していくかなければならない。

この交通安全計画はこのような観点から、交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度から 7 年度までの 5 年間に講ずべき本町の施策の大綱を定めるものであり、この計画に基づき町の交通安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に推進するものとする。

目 次

まえがき

第1章 計画の概要	· · · · ·	P 1
1 計画の目的		
2 計画の性格と期間		
3 計画の基本的な考え方		
第2章 交通の現状と今後の課題	· · · · ·	P 2
1 交通環境		
(1) 主要交通網の状況		
(2) 交通関係統計の推移	· · · · ·	P 3
①人口の推移		
②免許保有人口の推移		
③総車両保有台数の推移	· · · · ·	P 4
④道路延長（町道）の推移		
2 交通事故の発生状況	· · · · ·	P 5
(1) 年別交通事故の推移		
(2) 時間帯別交通事故発生件数		
(3) 大河原町民が第1当事者の年代別交通事故発生件数	· · ·	P 6
(4) 大河原町民が第1当事者の違反別発生件数の割合		
(5) 交通事故の種別毎の推移	· · · · ·	P 7
(6) 状態別事故発生状況の推移		
3 交通の状況	· · · · ·	P 8
(1) 全体的な特徴		
(2) 交通事故発生件数と事故の特徴		
(3) 交通事故死者数	· · · · ·	P 9
4 今後の課題		
第3章 目標の設定	· · · · ·	P 12
1 目標の設定		
(1) 発生件数の減少目標		
(2) 死者数の減少目標		
2 目標達成のための方向性	· · · · ·	P 13

第4章 交通安全施策の推進	P14
1 重点施策	
(1) 高齢者及び子供の安全確保	
(2) 高齢運転者の交通事故防止	
(3) 高齢者（歩行者・自転車）の交通事故防止	
2 主な施策	P17
(1) 交通安全意識の向上	
① 交通安全教育の推進	
i 幼児に対する交通安全教育	
ii 小学生に対する交通安全教育	P18
iii 中学生に対する交通安全教育	P19
iv 高校生に対する交通安全教育	
v 成人に対する交通安全教育	P20
② 広報啓発活動の推進	P21
i 交通安全町民総ぐるみ運動の推進	
ii 飲酒運転根絶に向けた啓発活動の実施	
iii チャイルドシート、シートベルト着用の促進	P22
iv 夕方早めのライトオン運動の推進	
v 横断歩道や信号機が設置されている交差点に関する交通ルールの広報啓発	
vi 自転車の安全利用の推進	P23
vii 交通事故データ等の情報提供	
viii スマートフォン、カーナビ等の注視の危険性に関する広報啓発	P24
ix 反射材用品等の普及促進	
(2) 道路交通環境の整備	
① 交通安全に配慮した道路環境整備の推進	
i 適切に機能分担された道路網の整備	
ii 道路改良等による道路交通環境の整備	P25
② 交通事故多発地点の交通安全施設整備の推進	
③ 歩行空間等の整備	
i 道路使用及び占用の適正化	
ii 通学路等における安全の確保	P26
④ 効果的な交通規制の推進	
⑤ 踏切道における交通安全の推進	
⑥ 交通事故の調査研究の推進	P27

(3) 道路交通秩序の維持	
① 効果的な指導取締りの強化等	· · · · · P 28
② 暴走族対策の推進	
第5章 計画の推進に向けて	· · · · · P 29
1 計画推進の考え方	
2 推進体制	· · · · · P 30